

確定申告の準備はお早めに ～今から準備したい「医療費控除」とは？～

☎ 税務課市民税係 ☎ 575-1138



今年も早いもので、あと **2カ月**！ 年が明けたら間もなく確定申告の時期です。11月号から3月号にかけて、確定申告を特集します。今回は、お問い合わせが多い **医療費控除** をおさらいしましょう。

● 所得税の確定申告とは？

1年間（1月1日～12月31日）の全ての所得額から所得税額を計算し、納税するもの

源泉徴収された所得税などの過不足を精算する手続きでもある



医療費がたくさんかかったときの医療費控除、ふるさと納税などの寄附をしたときの寄附金控除など、「所得控除」を受けるために申告する場合もある

申告時期

例年2月半ば～3月半ばまで
(市でも所得申告相談会を開催)

● 確定申告をしないとどうなる？

国民健康保険税や介護保険料、保育料などの料金が高額になる可能性がある

所得証明書などが取れない

各種交付金の対象から外れる可能性がある

👉 確定申告が不要なケース

会社で源泉徴収され、年末調整されている人など、確定申告が不要な人もいます。

※申告が必要か否かを調べる

チャートは、2月号（令和7年1月23日発行）に掲載予定です。



● 確定申告で多い質問1位！「医療費控除」とは？

➡ 1年間に支払った医療費（自分または同一生計の配偶者や親族分）が一定額以上だった場合、所得控除を受けられるものです。

納めすぎていた所得税があれば還付されます。（医療費そのものが戻ってくるわけではありません）

● 通常の医療費控除の計算方法

医療費がこの金額を
↓ 超えると控除可能

控除額

総所得金額等

正味の医療費

200万円以上

支払った医療費 - 保険などで補てんされる金額

10万円

200万円未満

支払った医療費 - 保険などで補てんされる金額

総所得金額等 × 5%

最高
200万円

● 医療費控除に該当する・しないの例

目的	該当するか	例
治療のための費用	○	治療のための医薬品代、治療のためのあんまやマッサージ、通院のための電車やバスの交通費 など
医師の指示によるもの	○	医師の処方箋による漢方薬、おむつ代（医師による証明書が必要） など
予防のための費用	×	予防接種費用、体温計や血圧計の購入費 など
美容や健康増進のための費用	×	健康増進のための漢方薬、ビタミン剤や栄養ドリンク、疲労回復やリラクソスのために行ったマッサージ など

医療費控除の対象となる医療費について詳しくはこちら▼
(国税庁 HP)

